

随時記者発表

項 目	令和5年度(2023年度)「北方領土の日」特別啓発期間の取組について			
区 分 等	発 表	1月19日10時00分		説 明 者
	資料配付	月 日 時 分		
配 付 資 料				
発 表 要 旨	<p>日高振興局では2月7日の「北方領土の日」を含む1か月間(1月21日～2月20日)を「北方領土の日」特別啓発期間として、次のとおり重点的な取り組みを実施します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日高合同庁舎1階エントランスホールでの啓発 期間：令和6年1月21日(日)～令和6年2月20日(火) 概要：パネル展の実施、署名コーナーの設置及び啓発グッズの配布を行います。</p> <p>2 全道一斉啓発活動 (1) 北方領土返還要求アピール街頭啓発運動 日時：令和6年2月7日(水)16:00～17:00(予定) 場所：コープさっぽろパセオ堺町店(浦河町堺町東6丁目493) 内容：ブースを設置して啓発グッズの配布及び署名の依頼を行います。</p> <p>(2) 公用車を用いた管内広報活動 日時：令和6年2月7日(水)9:00～17:00(予定) 場所：日高管内各町 内容：広報車を用いて管内を走行しながら北方領土問題の啓発を行います。 備考：当日の天候により実施日の変更及び中止となる場合があります。</p> <p>参考 [北方領土の日] とは 2月7日は、1855年のこの日(旧暦では安政元年12月21日)、伊豆の下田において日魯通好条約が平和裏に調印された日であり、この条約により日露両国の国境が定められ、択捉島など北方四島が日本の領土として初めて国際的にも明確にされました。 そして、その歴史的な意義と、平和的な外交交渉によって領土の返還を求める運動の趣旨から「北方領土の日」として最も適切な日とされたものです。</p>			
報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い	北方領土問題に関心を持っていただけるよう、取組を進めていきたいと考えているので、積極的な取材、報道等をお願いします。			
担 当	北海道日高振興局 総務課長 中谷 小織 総務課総務係長 三塚 恵理 電話 0146-22-9041 (直通)			